

消費生活センターだより 暮らしのスクラム



お試しのはずが定期購入！？

～インターネット通販トラブル～

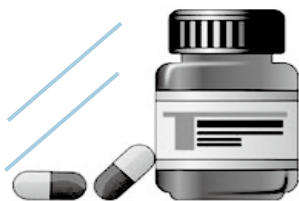
「今だけ90%OFF!」「芸能人も使用!」などと書かれたインターネット広告を見て、青汁やサプリメント、除毛剤、まつげ美容液などを買ったが、実際は定期購入になっていた、というトラブルが寄せられています。

こんな相談ありました

スマートフォンで「初回お試し500円」という広告を見て、一回限りのお試しのつもりでダイエットサプリを申し込んだ。ところが翌月にまた商品が届いた。あわてて業者に電話すると「4回の定期購入が条件なので解約できない」と言われた。

初回限定90%OFF!

5000円 ⇒ 500円



先着1000名様限り
今すぐ購入する!

トラブルにあわないために

通信販売には、クーリング・オフ制度はなく、表示されている条件で取引されます。商品を注文する際には、特に申し込みの最終画面を確認しましょう。定期購入が条件となっている場合は、期間や総額などの契約内容の確認も必要です。

業者の連絡先や購入、返品、解約の条件はウェブサイト上の「特定商取引法の表記」に記載されています。購入前に必ず確認しましょう。

第38回東大阪市消費生活展を開催します!

日時: 令和元年 11月9日(土) 午前10時～午後3時

場所: 東大阪市立消費生活センター

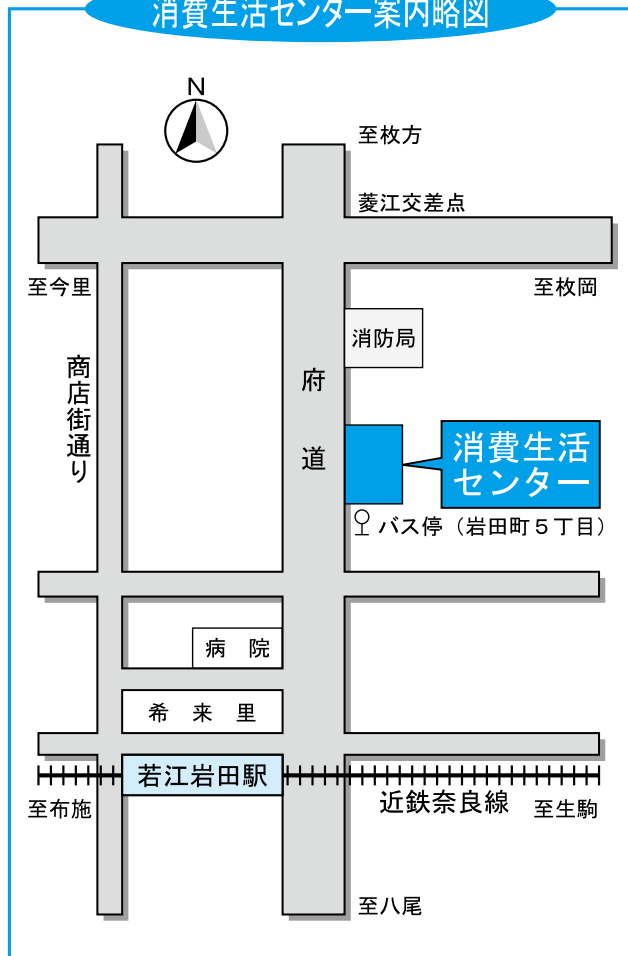
(スタンプラリーで記念品を進呈[お子様にはお菓子] ※記念品、お菓子はなくなり次第終了)

発行: 東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください!

消費生活センターご案内

消費生活センター案内略図



〈消費生活相談窓口は〉

●電話

072-965-0102

●受付時間

午前9時30分～午後4時まで
(土・日・祝日を除く)

※ 来所相談の場合は、事前に電話予約してください。

●交通：近鉄奈良線若江岩田駅下車 北へ徒歩約5分

〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター

TEL 072-965-6002(事務所)

FAX 072-962-9385

開館時間 午前9時から午後5時30分まで

… 相談窓口ではこんなことをしています …

- ◆ 自主交渉の助言……………消費者がご自分で解決できる方法を助言します。
- ◆ 苦情処理のあっせん …… 契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。
- ◆ 専門機関の紹介……………センターでお受けできない相談は、専門機関をご紹介します。
- ◆ 消費生活にかかわる情報提供など

★消費生活センターでお受けできない相談

- ◆ 事業者からの相談
- ◆ 個人間のトラブル
- ◆ 行政への苦情
- ◆ 損害賠償の請求



〈土曜・日曜の相談窓口〉

土曜日…(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ☎06-4790-8110

午前10時から午後4時まで

日曜日…(公社)全国消費生活相談員協会 ☎06-6203-7650

午前10時から午前12時(正午)まで、午後1時から午後4時まで

表面もご覧ください!